

金沢市住宅支援制度

# 金沢 住まいの ススメ

2020年度版

表紙写真は金沢市オープンデータから提供

掲載の支援制度は、全て**着工前**  
**(確認申請前)**のお申し込みが  
必要です。

戸建て住宅の新築・購入支援 p.1~6

まちづくり支援情報システム活用法 p.7~8

まちなかの認定マンション購入支援 p.9

まちなかの空き地活用 p.10

空き家バンクとバンク物件のリフォーム費補助 p.11~12

その他の支援制度(バリアフリー工事など) p.13~15

制度の詳細や申請書類はこちら

金沢市 住宅総合ホームページ

検索



要綱・申請書類ダウンロード

# まちなかや居住誘導区域での新築を支援します

・各制度とも、確認申請の前に奨励金の計画認定申請を行い、認定通知を受けてください。

## 【市民向け】わがまち金沢住宅取得奨励金

将来的にコンパクトなまちづくりを目指し、今のお住まいから、よりまちの中心部に近いエリアに住宅を新築(購入)する金沢市民を支援します。

対象区域	① まちなか (都心=近代的都市景観創出区域を除く) ② 居住誘導区域 (都心=近代的都市景観創出区域を除く)										
対象者	① 現住所※1から、より人口を維持すべきエリア※2に自己住宅を新築(又は購入)する市内在住者 ※1 3か月以上居住する直近の住所地 ※2 基本的に「周辺部から中心部へ」の転居を条件とするが、特例として親世帯と子又は孫世帯で「同居・近居」する場合、又は「同一敷地での建て替え」は補助対象 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #f4b084;">【基本】</td> <td>                     居住誘導区域外 → まちなか、居住誘導区域                      居住誘導区域 → まちなか                 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4b084;">【特例】</td> <td>                     「同居・近居」又は「同一敷地での建て替え」のみ補助対象                     <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">まちなか</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">まちなか</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">居住誘導区域</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">居住誘導区域</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>② 新築(又は購入)にあたり、返済期間10年以上の借入金があること                  ③ 入居後、町会に加入すること</p>	【基本】	居住誘導区域外 → まちなか、居住誘導区域 居住誘導区域 → まちなか	【特例】	「同居・近居」又は「同一敷地での建て替え」のみ補助対象 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">まちなか</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">まちなか</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">居住誘導区域</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">居住誘導区域</td> </tr> </table>	まちなか	→	まちなか	居住誘導区域	→	居住誘導区域
【基本】	居住誘導区域外 → まちなか、居住誘導区域 居住誘導区域 → まちなか										
【特例】	「同居・近居」又は「同一敷地での建て替え」のみ補助対象 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">まちなか</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">まちなか</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">居住誘導区域</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">居住誘導区域</td> </tr> </table>	まちなか	→	まちなか	居住誘導区域	→	居住誘導区域				
まちなか	→	まちなか									
居住誘導区域	→	居住誘導区域									

### 【奨励金対象となる転居のイメージ】

基本

外から内へ

特例

「外から内」ではない

「まちなか→まちなか」「居住誘導区域→居住誘導区域」でも

補助対象に

- ・同居(親世帯・子又は孫世帯それぞれに専用居室が必要)
- ・近居(親世帯と子又は孫世帯との直線距離が300m以内)
- ・同一地での建替



# 移住者はより多くのエリアが対象に!

## 【移住者(UJターン世帯)向け】ようこそ金沢住宅取得奨励金

市外から金沢に移住してくる世帯(UJターン世帯)の住宅新築(購入)を支援します。

移住者(UJターン世帯)とは①～③全てに該当する世帯

- ①石川中央都市圏内\*において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者  
又はその予定である者(\*金沢市・白山市・かほく市・野々市市・津幡町・内灘町)
- ②金沢市内に住民票を異動して3年を経過しない者、又は異動する予定である者
- ③金沢市内に住民票を異動する前に、市外に3年以上居住していた者

対象区域	① まちなか (都心＝近代的都市景観創出区域を除く) ② 居住誘導区域 (都心＝近代的都市景観創出区域を除く) ③ 地区計画区域、まちづくり協定区域(→P.5)
対象者	①自己住宅を新築(又は購入)する移住者(UJターン世帯) ②新築(又は購入)にあたり、返済期間10年以上の借入金があること ③入居後、町会に加入すること

### 住宅の条件・奨励金額(両制度共通)

#### 【住宅の条件】エリアによって異なります

区域	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域・まちづくり協定区域
敷地面積			地区計画等の規定による (規定が無い場合150㎡以上)
延床面積	75㎡以上280㎡以下 かつ1/2以上が自己居住用	1/2以上が自己居住用かつ その部分が100㎡以上280㎡以下	
屋根	軒の出のある瓦屋根*(眺望景観条例等で指定する区域では黒釉の日本瓦 3P参照)	瓦屋根(眺望景観条例等で指定する区域では黒釉の日本瓦 3P参照)	地区計画等の規定に 適合するもの
外壁開口部	伝統的な意匠(景観関連条例に適合するもの)	一部指定地区では 景観関連条例に適合するもの	
内装	塗り壁および建具で仕切られた畳敷きの和室(4畳半以上)を設けること		
バリアフリー	・住宅性能評価であれば「高齢者等への配慮」等級2以上 ・長期優良住宅であれば階段、便所、浴室、玄関に手すり(握ることの出来る形状)		
共通	・住宅の品質確保の促進等に関する法律による設計住宅性能評価書および建設住宅性能評価書の交付、 又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること ・敷地の緑被率30%以上(→P.10)		

\*屋根の一部を瓦に代えて太陽光設備を設置する場合は、全体の屋根面積の1/2以下とすること

#### 【奨励金額】下表の率を、右記のいずれか低額な方に乗じます {住宅の新築又は購入にかかる借入金額、住宅の工事請負額又は購入額(土地等の取得費除く)(カッコ内限度額)}

区域	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域・まちづくり協定区域
基本額	7.5% (150万円)	5% (100万円)	2.5% (50万円)
加算額	45歳未満 2.5% (50万円)		



#### 【まちなか住宅イメージ】

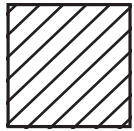
- ・伝統的な意匠
- ・軒の出のある瓦屋根
- ・一定以上の植栽 など

・居住誘導区域と、地区計画区域・まちづくり協定区域は、一部重なります。その場合、奨励金額は居住誘導区域の額が適用されます。(ただし両方の規定に適合すること)

## まちなか区域図

【新築支援対象】 まちなか

【新築支援対象外】 都心(近代的都市景観創出区域)

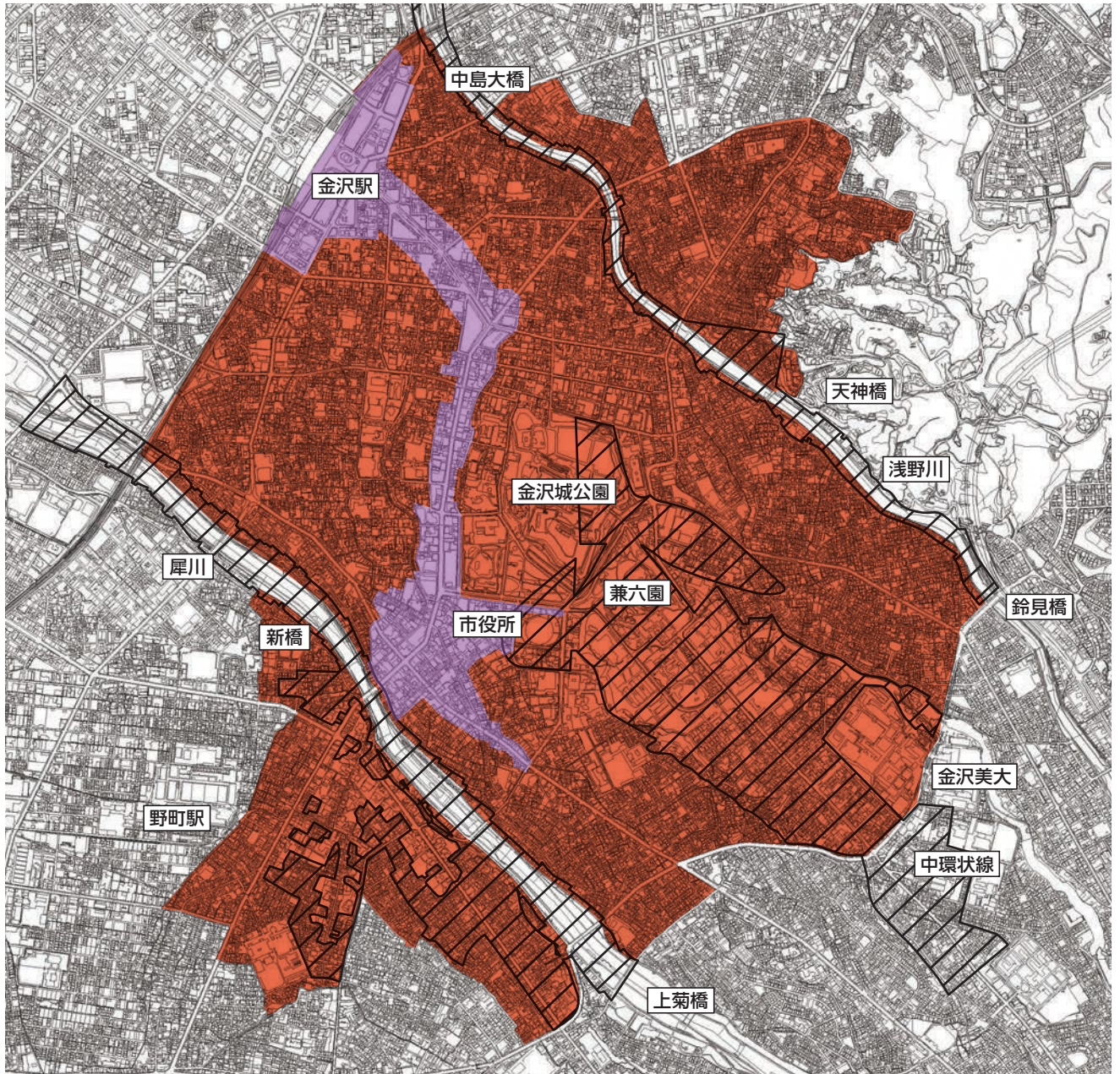


太線内:黒釉の日本瓦が奨励金要件



寺社風景保全区域  
川筋景観保全区域  
眺望景観形成区域(近景に限る)

対象エリア(まちなか)





# ようこそ金沢住宅取得奨励金 対象区域 地区計画区域等一覧

2020年4月1日現在

これらの地区は、**居住誘導区域**と重なる区域が一部あります。  
 ・奨励金を受ける場合、両方の規定に適合する必要があります。

## 地区計画 (都市計画法に基づき定められた、まちづくりに関するルールです)

都市計画課  
TEL 076-220-2353

対象エリア(地区計画区域等)

No.	地区名
1	金沢西部地区金沢駅港線
2	泉野町3丁目地区
3	若松・鈴見地区
4	金沢西部西地区
5	直江地区
6	瑞樹団地地区
7	上安原第一地区
8	上荒屋東部地区
9	金沢西部東地区
10	鞍月地区金沢駅港線
11	鞍月東地区
12	鞍月西地区
13	太陽が丘西部地区
14	安原中央地区
15	福久町東部地区
16	南森本・塚崎地区
17	田上第五地区
18	田上本町地区

No.	地区名
19	金沢西部第二地区
20	八日市出町地区
21	横川3丁目地区
22	松村第二地区
23	大桑第三地区
24	野田地区
25	三池高柳地区
26	中屋地区
27	三口第二地区
28	ウッドパーク玉鉾地区
29	アーバンガーデン泉本町地区
30	木曳野地区
31	戸板第二地区
32	笠舞2丁目地区
33	無量寺第二地区
34	塚崎南地区
35	東金沢イースト地区
36	ウッドパーク小立野地区

No.	地区名
37	サンシャイン鳴和地区
38	太陽が丘東部地区
39	サンシャイン千木地区
40	ウッドパーク上荒屋地区
41	笠舞本町2丁目地区
42	パークサイド四十万地区
43	イータウンかなざわ地区
44	ガーデンシティ小坂地区
45	大河端地区
46	副都心北部直江地区
47	副都心北部大友地区
48	松村フレッシュタウン地区
49	米泉町10丁目地区
50	福久町地区
51	旧戸板小学校地区
52	ウッドパーク新保本・八日市地区
53	入江3丁目地区

## まちづくり協定

都市計画課:TEL 076-220-2353

(まちづくり条例に基づき定められた、  
建築や土地利用に関するルールです)

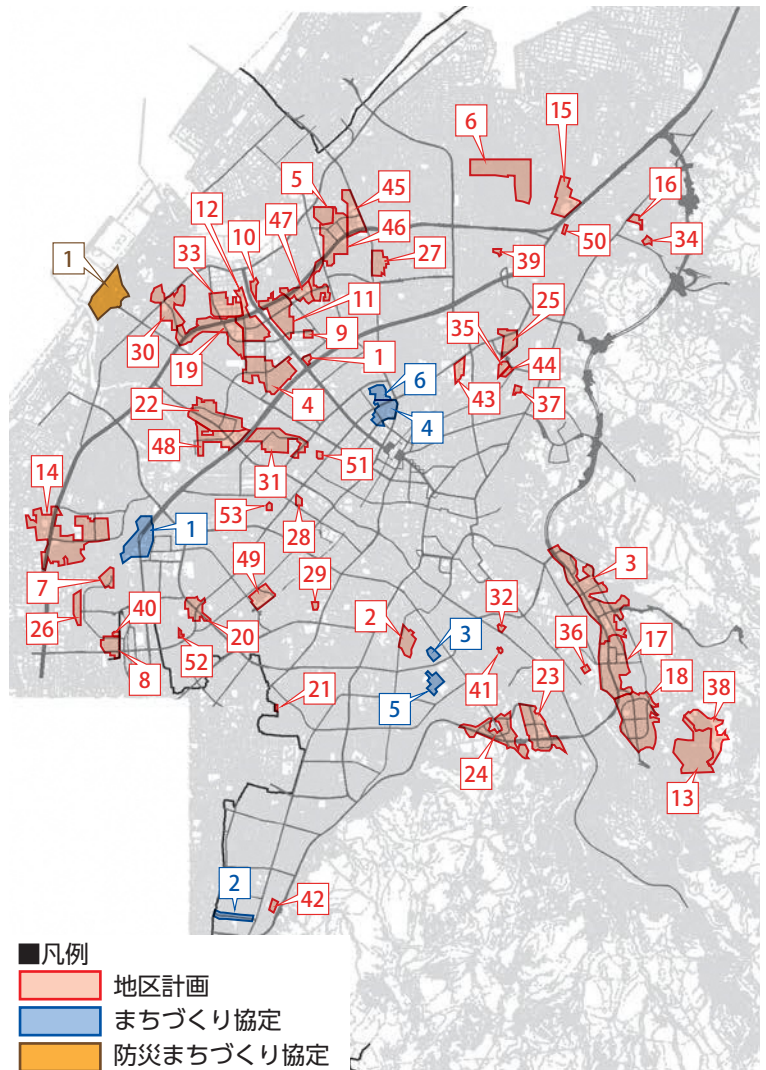
No.	地区名
1	神野町地区
2	四十万地区
3	泉野町1丁目泉工会地区
4	北安江地区
5	緑が丘地区
6	北安江下丁地区

## 防災まちづくり協定

市街地再生課:TEL 076-220-2676

(防災まちづくり条例に基づき定められた、  
防災計画に関するルールです)

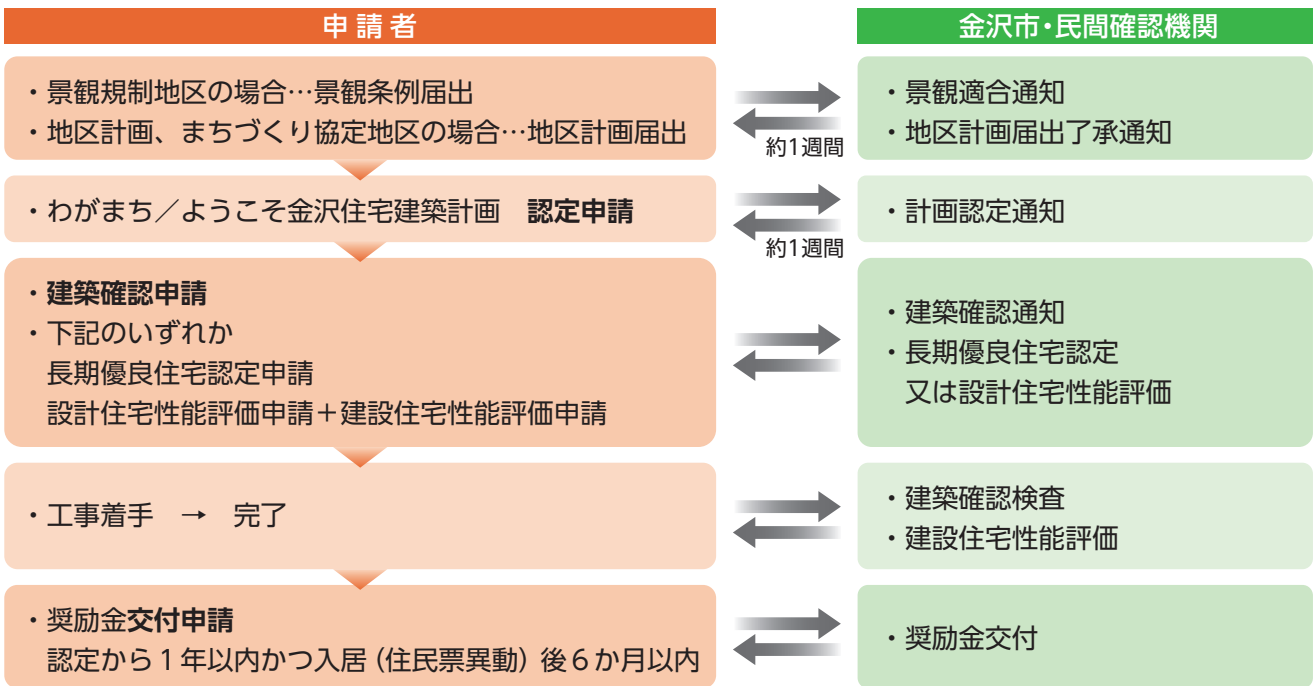
No.	地区名
1	金石西地区



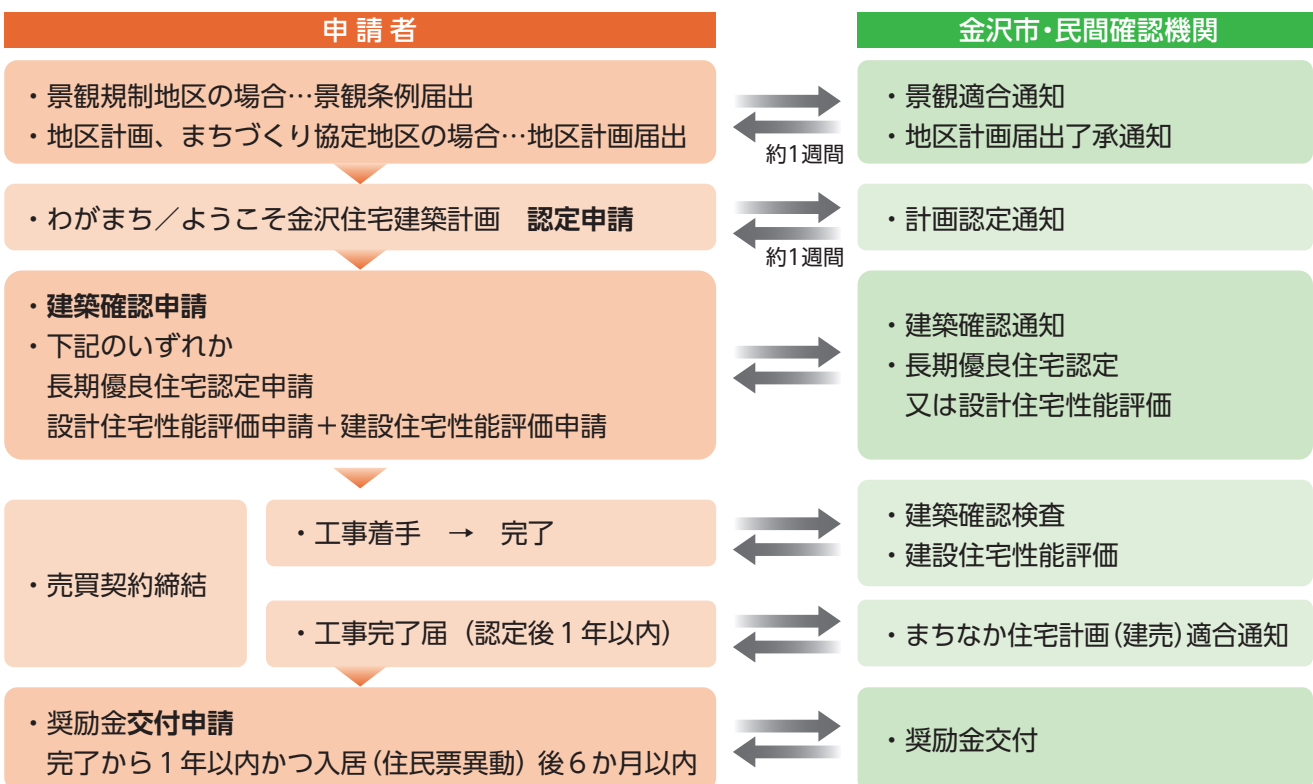
- 凡例
- 地区計画
- まちづくり協定
- 防災まちづくり協定

# わがまち金沢住宅取得奨励金 ようこそ金沢住宅取得奨励金 手続きについて

## 注文住宅の場合



## 建売住宅の場合



【注】交付申請や完了届（建売）には、写真の添付が必要です。

外観（屋根、外壁各面）、植栽（樹高と樹種の分かるもの）、和室（塗壁施工の様子が分かるもの、建具、畳）

その他各種手続きに必要な規定や書類は、ホームページで要綱・要領をご確認ください。

金沢市 住宅総合ホームページ

検索

要綱・申請書類ダウンロード

# 住宅奨励金の対象区域を調べることができます

まちづくり支援  
情報システム



金沢市 まちづくり支援情報システム をご利用ください <http://www2.wagamachi-guide.com/kanazawa-mss/>

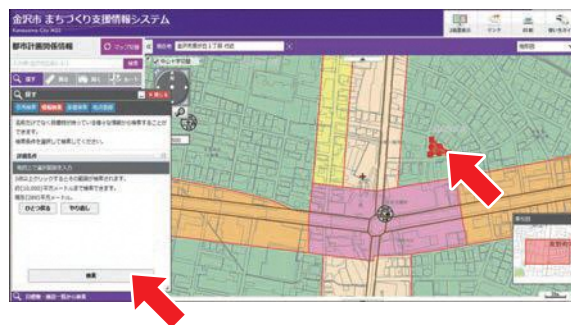
市民の方は、ご自分の現在のお住まいがどの区域なのかもお調べください。

まちづくり支援情報システム活用法

- ①まちづくり支援情報システムトップページで「都市計画関連情報」をクリックし、次画面最下部の「同意する」をクリック。



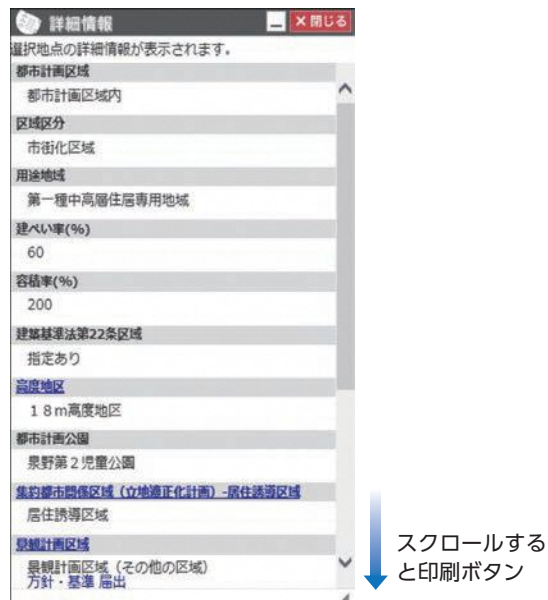
- ⑤地図上で敷地を囲むように、3点以上をクリックすると、敷地が赤く表示されます。画面左下の「検索」をクリック。



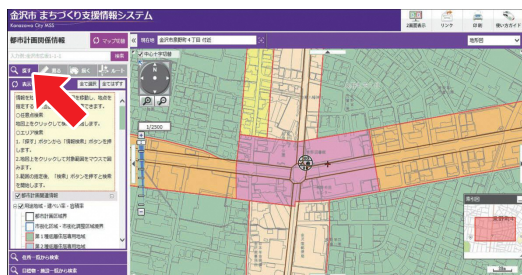
- ②郵便番号・住所またはその一部を入力し「検索」をクリック。



- ⑥小さな「詳細情報」ウィンドウが開きます。最下部の「印刷」をクリック。



- ③1/2500の地図が表示されます。地図をスクロールして目標を表示したら、画面左上の「探す」をクリック。



- ④別の小さなウィンドウが開きます。ウィンドウ上部の「情報検索」をクリック。



- ⑦印刷画面に切り替わります。



地域によって、それぞれ右ページの例のように表示が出ます。



新築住宅への奨励金対象区域

### 例1: 寺町5丁目付近

居住誘導区域内の  
まちなか

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	防火・準防火地域	準防火地域
高度地区	1.2m高度地区	集約都市関係区域(立地適正化計画)-居住誘導区域	居住誘導区域
集約都市関係区域(立地適正化計画)-都市機能誘導区域	都市機能誘導区域(都心拠点)	伝統環境保存区域	伝統的街並み区域-寺町寺院群日鶴来道周辺地区
屋外広告物(禁止地域等)	第1種禁止地域	照明環境形成地域	方針・基準 届出 まちなか地域
市街地線形成区域	歴史的景観保全区域	寺社風景保全区域	寺町寺院群区域
住宅支援対象区域	まちなか区域	対象制度	まちなか住宅建築奨励金

この図は本市の建築に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

### 例2: 有松4丁目付近

まちなか以外の  
居住誘導区域

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	準住居地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	建築基準法第22条区域	指定あり
高度地区	2.0m高度地区	集約都市関係区域(立地適正化計画)-居住誘導区域	居住誘導区域
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域) 方針・基準 届出	屋外広告物(禁止地域等)	許可地域
照明環境形成地域	流通量多地域	住宅支援対象区域	郊外部
対象制度	移住者住宅(中古)		

この図は本市の建築に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

### 例3: 鈴見町付近

居住誘導区域と  
重なっている  
地区計画区域

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	近隣商業地域	建ぺい率(%)	80
容積率(%)	300	建築基準法第22条区域	指定あり
地区計画区域	4.金沢市若松・鈴見地区	集約都市関係区域(立地適正化計画)-居住誘導区域	居住誘導区域
集約都市関係区域(立地適正化計画)-生活拠点	生活拠点	景観計画区域	景観計画区域(その他の区域) 方針・基準 届出
屋外広告物(禁止地域等)	許可地域	照明環境形成地域	高層業務地域
住宅支援対象区域	郊外部	対象制度	移住者住宅(新築・中古)

この図は本市の建築に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

### 例4: 直江東1丁目付近

居住誘導区域外で  
地区計画区域  
(移住者のみ補助対象区域)  
・地区計画区域→移住者のみ支援対象  
・一般居住区域→居住誘導区域外

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	第二種中高層住居専用地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	建築基準法第22条区域	指定あり
地区計画区域	62.副都心北部直江地区	集約都市関係区域(立地適正化計画)-一般居住区域	一般居住区域
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域) 方針・基準 届出	屋外広告物(禁止地域等)	第2種禁止地域
照明環境形成地域	住宅環境地域	住宅支援対象区域	郊外部
対象制度	移住者住宅(新築・中古)		

この図は本市の建築に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

### 例5: 観音堂町付近

一般居住区域→居住誘導区域外  
(例4のように地区計画がある  
場合以外、支援対象外)

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	工業地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	建築基準法第22条区域	指定あり
高度地区	2.0m高度地区	集約都市関係区域(立地適正化計画)-一般居住区域	一般居住区域
重要広域幹線景観形成区域	外環状道路・津幡バイパス沿道 方針・基準 届出	屋外広告物(禁止地域等)	第5種禁止地域
照明環境形成地域	生産業務地域	住宅支援対象区域	郊外部
対象制度	移住者住宅(中古)		

この図は本市の建築に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

### 例6: 普正寺町付近

市街化調整区域  
(市街化を抑制する区域のこと)  
→居住誘導区域外

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化調整区域
建ぺい率(%)	60	容積率(%)	200
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域) 方針・基準 届出	屋外広告物(禁止地域等)	許可地域
照明環境形成地域	自然環境地域		

この図は本市の建築に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

奨励金対象外

## まちなかで認定新築マンションを購入する場合

まちなかで補助対象認定を受けたマンションを、ご自分のお住まいとして購入する方への支援制度があります。

### 【市民向け】わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金

### 【移住者(UJターン世帯)向け]ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金

#### 【事業者様へ】

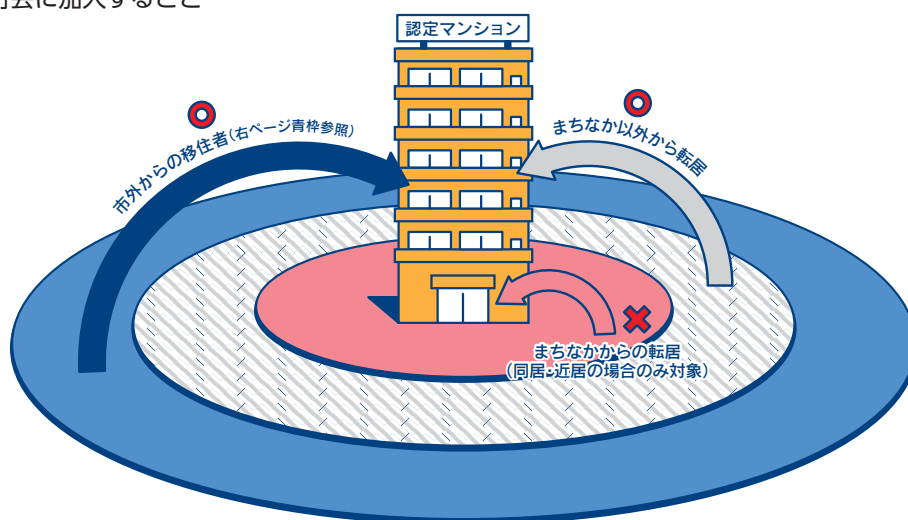
補助対象認定マンションとするには、着工前に認定申請が必要です。

- ①区分所有される長屋建て又は共同建てのマンション(分譲住宅)であって1棟に2戸以上の住戸を有するもの
- ②登記上の住戸専用面積が55㎡以上
- ③景観条例に基づく景観形成基準に適合していること
- ④敷地を緑化すること(緑被率15%以上。10ページ参照)
- ⑤同一敷地内に戸数の70%以上の駐車場を設置すること
- ⑥住宅の品質確保の促進等に関する法律による設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価の交付、または長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること
- ⑦住宅性能評価書の交付を受ける場合は、評価項目のうち「高齢者等への配慮」は等級2以上とすること
- ⑧金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例に基づくあんしんコミュニティ集合住宅の認証を受けること(15戸以上の場合)

#### 【ご購入者様へ】

下記の方が支援対象です。

- ①マンション転居前の住所(※1)が、原則金沢のまちなか以外であること。ただし、親世帯と子又は孫世帯の同居・近居(※2)のためのマンション購入に限り、現にまちなかに住む方も支援対象となります。  
 ※1 3か月以上居住する直近の住所地  
 ※2 同居の場合、台所のある居間の他、親世帯・子又は孫世帯それぞれに専用の居室が必要  
 近居は直線距離で300m以内
- ②マンションの購入にあたり、返済期間10年以上の借入金があること
- ③入居後、町会に加入すること



借入金額又は購入金額(建物相当額)のいずれか低い額に、下記の率を乗じた額(カッコ内限度額)

制度	わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金	ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金
対象者	市民	移住者(UJターン世帯)
基本額	3.75%(75万円)	
加算額	45歳未満 2.5%(50万円)	

## まちなかで空き地を活用する場合

まちなかの空き地を活用した良質な住宅地供給を支援します。

(注) いずれの制度も、事業着手前に認定申請等の手続きが必要です。

### 【事業者様へ】まちなか低未利用地 活用促進補助金

まちなかの狭あい道路に接する500㎡未満の住宅地整備に助成します。  
(ただし近代的都市景観創出区域、伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域は対象外)

補助要件	①2区画以上整備するもので1区画の敷地面積は135㎡以上。 ただし1区画のみ、100㎡を下限に135㎡未満とする事が出来る。	
	②道路後退にかかる拡幅用地は市に寄付 ③全区画に奨励金適合住宅を建築すること(補助金は全戸完成後に交付申請)	
内容	道路用地費(隅切り部のみ)、道路工事費	補助率10/10
	老朽建築物の除却費	補助率1/2(限度50万円/区画)

### 【低未利用地 ご提供者様へ】まちなか空き地 活用促進奨励金

「かなざわ空き家活用バンク」に空き地を掲載し、その空き地が上記「まちなか低未利用地活用促進補助金」の対象となった場合、空き地の提供者(売り主)に土地譲渡所得の3%(限度額30万円)を助成します。

### 【事業者様へ】まちなか住宅団地 整備費補助金

面積が500㎡以上の良質な開発行為に助成します。(近代的都市景観創出区域は対象外)

補助要件	①都市計画法29条に基づく開発許可を得ていること	
	②避難上有効な道路が設けられること	
	③全区画に奨励金適合住宅を建築すること(補助金は全戸完成後に交付申請)	
内容	道路・公園等の整備費	補助率1/2
	道路・公園・緑地・調整池の用地費相当額	補助率1/2
	老朽建築物の除却費	補助率1/2(限度50万円/区画)

公共減歩率が30%以上の場合、各補助率は2/3となります

## 緑被率(各支援制度共通の基準)

緑地	基準	緑地面積
樹木	高木 樹高3m以上(将来成長して4m以上になる)のもの	25㎡/本
	中木 樹高1m以上3m未満のもの	15㎡/本
	低木 樹高1m未満のもの	1㎡/本
生垣	高さ1m以上かつ1m当たりの植栽本数が2本以上のもの	延長1m当たり1㎡

●緑地面積  
(敷地面積200㎡の場合)

高木1本 1本×25㎡=25㎡  
中木2本 2本×15㎡=30㎡  
生垣6m 延長6m×1㎡=6㎡

計 61㎡

【計算例】

●緑被率

$$\text{緑被率} = \frac{\text{緑地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

$$= \frac{61}{200} \times 100\%$$

$$= 30.5\%$$

移住者(UJターン世帯)とは①～③全てに該当する世帯

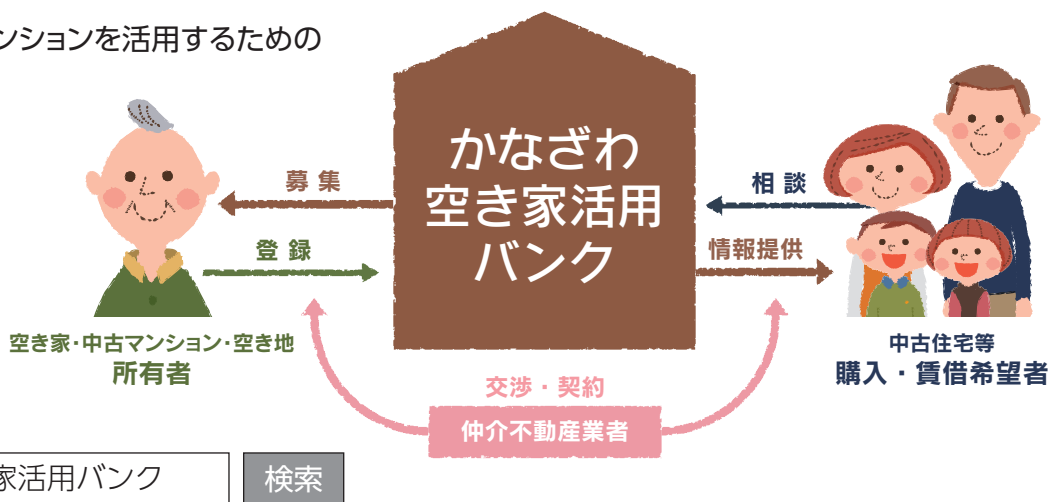
- ①石川中央都市圏内※において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者  
又はその予定である者(※金沢市・白山市・かほく市・野々市市・津幡町・内灘町)
- ②金沢市内に住民票を異動して3年を経過しない者、又は異動する予定である者
- ③金沢市内に住民票を異動する前に、市外に3年以上居住していた者

# かなざわ空き家活用バンク

掲載物件をお住まいとして購入する方にリフォーム補助があります

空き家を売りたい方・貸したい方、中古住宅をお探しの方  
かなざわ空き家活用バンクをご活用ください。

空き家や中古マンションを活用するための  
情報サイトです。



空き家バンクとバンク物件のリフォーム補助

空き家

市民:わがまち金沢まちなか空き家リフォーム費補助金

移住者:よろこ金沢空き家リフォーム費補助金

対象区域	・市民: まちなか ・移住者: まちなか、居住誘導区域、地区計画区域・まちづくり協定区域、その他市街化区域
内容	バンク掲載物件の内部リフォーム工事費を助成します。

条件

- ①自己居住用とすること
- ②入居後に町会に加入すること
- ③建物全体の1/2以上が住宅であること
- ④旧耐震建築（昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されたもの）は耐震診断・耐震設計・耐震改修を行うこと  
（別途補助あり →14ページ 既存建築物耐震改修工事費等補助制度）
- ⑤工事着手前に交付申請（売買契約後3か月以内）を行うこと  
ただし、④に当てはまる場合は売買契約後2か月以内に耐震診断の交付申請、6か月以内に耐震改修とリフォーム費補助の交付申請を行うこと
- ⑥交付申請の年度内に工事を完了すること

補助額

内部リフォーム工事費に下記の率を乗じた額（カッコ内限度額）

対象制度	わがまち金沢	よろこ金沢	
対象者	市民	移住者（UJIターン世帯）	
対象区域	まちなか	まちなか	居住誘導・地区計画等・その他
基本額	1/2(50万円)		1/2(※)
加算額	45歳未満 1/2(50万円)		

※エリアによって限度額が違います

居住誘導区域	30万円
地区計画等区域	20万円
その他の市街化区域	10万円

## 掲載物件

	空き家	中古マンション	空き地
対象区域	<b>まちなか</b> 、 <b>居住誘導区域</b> 、 <b>地区計画区域・まちづくり協定区域</b> 、その他市街化区域		<b>まちなか</b>
主な掲載条件	昭和26年以降の建築 (昭和25年以前は「金澤町家バンク」に掲載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年6月1日以降に確認済証が交付されたもの</li> <li>住戸面積50㎡以上</li> </ul>	500㎡未満

**マンション** **市民:わがまち金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金**  
**移住者:ようこそ金沢中古マンションリフォーム費補助金**

対象区域	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>市民:</b> <b>まちなか</b></li> <li><b>移住者:</b> <b>まちなか</b>、<b>居住誘導区域</b></li> </ul>
内容	バンク掲載物件の内部リフォーム工事を助成します。

- 条件**
- ①自己居住用とすること
  - ②入居後に町会に加入すること
  - ③工事着手前に交付申請（売買契約後3か月以内）を行うこと
  - ④交付申請の年度内に工事を完了すること

内部リフォーム工事費に下記の率を乗じた額（カッコ内限度額）

補助額	対象制度	わがまち金沢	ようこそ金沢	
	対象者	市民	移住者（UJIターン世帯）	
対象区域		<b>まちなか</b>	<b>まちなか</b>	<b>居住誘導区域</b>
基本額		1/2(25万円)		1/2(10万円)
加算額		45歳未満 1/2(25万円)		

### 移住者(UJIターン世帯)とは①～③全てに該当する世帯

- ①石川中央都市圏内※において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者  
又はその予定である者（※金沢市・白山市・かほく市・野々市市・津幡町・内灘町）
- ②金沢市内に住民票を異動して3年を経過しない者、又は異動する予定である者
- ③金沢市内に住民票を異動する前に、市外に3年以上居住していた者

## その他の住宅支援制度

### 地元産材の活用

#### [木の家づくり奨励事業]

森林再生課:TEL.220-2217

金沢産材を使用した住宅の新築、増改築、購入に対し奨励金を交付します。

**対象地域** ・市内全域

**基準**

・金沢産すぎ柱を50本以上使用する  
(10.5cm正角以上で長さ3m以上)

**補助金額** ・金沢産すぎ柱1本当たり2,800円  
・限度額25万円

〔・金沢産の木材を加工した内装材及び外装材を10㎡以上使用する場合、上乘せ補助あり〕  
・限度額5万円

### 高齢者等に対する支援

#### [要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成]

介護保険課:TEL.220-2264

要支援・要介護・障害のある方が自宅で生活できるよう、住宅の改修費を補助します。

**対象者**

- ・介護保険制度で要支援、要介護と認定された方で市内に居住する方
- ・重度身体障害者日常生活用具給付事業の対象者で市内に居住する方

**補助金額\***

- ・浴室、トイレ等の改修費
- 生活保護世帯補助率 100% …… 限度額100万円
- 非課税世帯補助率 90% …… 限度額70万円
- 所得税額5万円以下の世帯補助率 70% …… 限度額50万円

\*介護保険制度や重度身体障害者日常生活用具給付事業による住宅改修の助成を受けることができる場合は、その額を控除した額となります。

#### [介護保険による住宅改修費の支給]

介護保険課:TEL.220-2264

要支援・要介護者が在宅で生活できるよう、住宅の改修費を支給します。

**対象者** ・介護保険制度で要支援、要介護と認定された方で市内に居住する方

**給付額**

・利用限度額20万円(工事費の9割)

例 1割負担の場合

保険給付金 18万円

自己負担 2万円

\*一定以上の所得者は改修工事費の8割もしくは7割が給付額となります。

#### [高齢者向け返済特例を利用したバリアフリーリフォーム等融資]

住宅金融支援機構お客さまコールセンター:TEL.0120-0860-35

高齢者が、バリアフリー工事または耐震改修工事を含めたりフォームを行うときに融資します。

**対象者** ・満60歳以上の方

**返済方法(返済特例)**

**融資額** ・リフォーム工事費または1,000万円のいずれか低い額

※保証機関となる(一財)高齢者住宅財団が保証する額が上限

・毎月のお支払いは利息のみ

・借入金の元金はお亡くなりになられた時に一括返済

※詳しくはwww.jhf.go.jpにてご確認ください。

### 里山地域での住宅支援

#### [里山地域における分家住宅等建築奨励金制度]

農業水産振興課:TEL.220-2214

里山地域における農業振興及び集落の活性化のため、戸建て住宅の新築又は購入に対し、奨励金を交付します。

**対象者**

- ①農家の分家世帯員
- ②新規就農者
- ③伝統工芸従事者

**対象地域**

・里山地域  
(対象地域についてはお問い合わせください)

**補助金額**

- ・借入金の2.5%(限度額50万円)
- ・45歳未満への加算
- 借入金の1.0%(限度額20万円)

## 金澤町家等の保存・活用

### [金澤町家再生活用事業]

金澤町家情報館:TEL.208-3231

昭和25年以前に建築された金澤町家の修復に補助します。

#### 対象区域

・伝統環境保存区域の一部、伝統環境調和区域  
近代的都市景観創出区域の一部  
(対象地区についてはお問い合わせください)

#### 補助金額

・対象工事費の1/2 …………… 限度額150万円  
(店舗等は250万円、旅館業法で規定された宿泊施設は300万円)  
・防災構造補強工事1/2 …………… 限度額250万円  
・UJターン世帯への加算 …………… 加算額50万円  
(対象工事・UJターン加算についてはお問い合わせください)

### [伝統的建造物の耐震診断・設計補助]

金澤町家情報館:TEL.208-3231

昭和25年以前に伝統構法で建築された建築物の耐震診断・設計に補助します。

#### 対象区域

・伝統環境保存区域の一部、伝統環境調和区域  
近代的都市景観創出区域の一部  
(対象地区についてはお問い合わせください)

#### 補助金額

・耐震診断3/4 …………… 限度額30万円  
・耐震設計2/3 …………… 限度額20万円

### [こまちなみ保存修景事業]

歴史都市推進課:TEL.220-2208

伝統的外観の修景や修復工事、内部改修工事、外構工事及び設計費に補助します。

#### 対象区域

・こまちなみ保存区域(9区域)  
(対象地区についてはお問い合わせください)

#### 補助金額

・対象工事の70% (対象工事、限度額については)  
・設計費の30% (お問い合わせください)

#### 基準

・各区域で定める修景基準

## 耐震化の促進

### [既存建築物耐震改修工事費等補助]

建物安全対策室:TEL.220-2059

既存建築物の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の費用に補助します。

#### 対象

・昭和56年5月31日以前に建築(着工)されたもの

#### 補助金額

構造	区分	耐震診断		耐震設計		耐震改修工事	
		補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
木造	一戸建て住宅	3/4※1	15万円※1	—	—	10/10※2	200万円※2
	共同住宅など	3/4	15万円	2/3	23万円	2/3	60万円×住戸数
非木造	一戸建て住宅	2/3	20万円	2/3	10万円	2/3	170万円
	共同住宅など	2/3	200万円※3	2/3	100万円	2/3	100万円×住戸数と1億円のいずれか低い額※3

※1.高齢者、障害者手帳をお持ちの方は補助率及び限度額が割増しとなる場合があります。 ※2.過去に市の耐震設計補助を受けている場合は、別途の補助率及び限度額が適用されます。 ※3.別途、国が定める㎡単価による限度額を設定しております。 ・木造一戸建て住宅の耐震改修工事の補助を受ける場合、耐震設計書が必要となります。 ・非木造については住宅以外の建築物にも補助制度を設けております。 ・上記以外にも補助条件等がありますので、詳しくは建築指導課建物安全対策室までお問い合わせください。

### [リフォーム融資(耐震改修工事)]

住宅金融支援機構お客さまコールセンター:TEL.0120-0860-35

耐震性を高める工事(次のいずれかの工事)を含めたリフォームを行うときに融資します。

#### 対象

- ①「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく認定を受けた耐震改修計画に従って行う耐震改修工事
- ②住宅金融支援機構が定める耐震性に関する基準等に適合するよう行う耐震補強工事

#### 融資額

住宅部分の工事費の8割または1,000万円のいずれか低い額

※詳しくはwww.jhf.go.jpにてご確認ください。

## 環境対策

住宅用太陽光発電システム等設置費補助 環境政策課: TEL.220-2507	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100,000円(伝統環境保存区域内の住宅に設置)</li> <li>・50,000円(上記以外の区域の住宅に設置)</li> </ul> 太陽電池出力2kW以上 HEMS(住宅用エネルギーマネジメントシステム)の設置が条件 ※HEMS(住宅用エネルギーマネジメントシステム)設置費補助との併用は不可
HEMS(住宅用エネルギーマネジメントシステム)設置費補助 環境政策課: TEL.220-2507	HEMS設置費の1/4 【限度額:20,000円】
住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助 環境政策課: TEL.220-2507	リチウムイオン蓄電システム設置費の1/4 【限度額:100,000円】
木質ペレットストーブ設置費補助 環境政策課: TEL.220-2507	木質ペレットストーブ設置費の1/2 【限度額:100,000円】
住宅用高効率エネルギー設備設置費補助 LPガス 環境政策課: TEL.220-2507 都市ガス 営業開発課: TEL.220-2646	都市ガス・LPガスを燃料とするもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・100,000円(燃料電池コージェネレーションシステム)</li> <li>・40,000円(ハイブリッド給湯器)</li> </ul>
生ごみ処理機器購入費補助 ごみ減量推進課: TEL.220-2302	・生ごみ処理機購入費の1/2 【限度額:40,000円】(ディスポージャーは除く)
屋上等緑化助成制度 緑と花の課: TEL.220-2356	・屋上緑化及び壁面緑化 植栽経費、植栽基盤造成経費等緑化に関する経費の1/2 総限度額50万円、1㎡当たりの限度額5万円(壁面緑化は5千円) 金沢市中心市街地活性化基本計画における中心市街地内の民間建築物を対象
ガス設備資金貸付事業 お客さまサービス課: TEL.220-2771	他の燃料から都市ガスに転換する工事費、機器の入替資金を無利子で融資【上限:20万円】
雨水貯留施設等設置費補助制度 お客さまサービス課: TEL.220-2771	雨水貯留施設等設置費の2/3 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留槽 【限度額:20,000円～80,000円】</li> <li>・浄化槽転用雨水貯留槽 【限度額:80,000円】</li> <li>・雨水浸透ます【限度額:18,000円～35,000円】</li> </ul>

## その他

危険ブロック塀除却補助 建築指導課: TEL.220-2326	道路等に面するブロック塀等の除却 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路:1㎡につき7,000円【限度額:20万円】</li> <li>・その他:1㎡につき3,500円【限度額:10万円】</li> </ul>
まちなみの修景に関する補助 (各々対象区域・条件あり) 景観政策課: TEL.220-2364	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土塀の修復 ……………70%【限度額:200万円】</li> <li>・竹垣、土・板塀の設置 70%【限度額:50万円】</li> <li>・生け垣の整備 ……………70%又は25%【限度額:50万円又は20万円】</li> <li>・高木の植栽 ……………70%【限度額:30万円】</li> <li>・屋根、外壁の修景 ……………50%【限度額:50万円】</li> </ul>
がけ地防災工事費等補助 がけ地対策室: TEL.220-2612	◎こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ地等の防災工事費等に補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災工事 居室のある建築物に隣接するがけ地 …………… 補助率1/2【限度額600万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地 …………… 補助率3/4【限度額 なし】</li> <li>・抑制工事 居室のある建築物に隣接するがけ地 …………… 補助率1/2【限度額240万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地 …………… 補助率3/4【限度額360万円】</li> <li>・応急防災工事 居室のある建築物に隣接するがけ地 …………… 補助率1/2【限度額 60万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地 …………… 補助率3/4【限度額 90万円】</li> <li>・工事設計 居室のある建築物に隣接するがけ地 …………… 補助率1/2【限度額 75万円】 市管理の公共施設に隣接するがけ地 …………… 補助率3/4【限度額100万円】</li> <li>・地盤調査 …………… 補助率3/4【限度額100万円】</li> </ul>

※詳細については、がけ地対策室までお問い合わせください。

各種奨励金と国の補助金等との併用については、各申請窓口にご確認ください。

(事務局)金沢市都市整備局定住促進部 住宅政策課

金沢市広坂1-1-1 TEL)076-220-2136 FAX)076-222-5119